

杉浦 浩美 埼玉学園大学教授

2000年4月にスタートした介護保険制度は度重なる改変を経ながらももなく24年目を迎える。制度導入以前の措置制度では「高齢者の状況」のみならず「家族の状況」が検討され、家庭内だけでは介護が困難であると行政が判断して初めて支援が受けられる、という仕組みだった。「介護は家族の責任」とされ、その機能に欠ける場合のみ行政が支援するという考え方においては、その支援の対象は「家族機能」であった。それが介護保険制度では支援の対象は「高齢者個人」となる。家族構成や家庭の状況にかかわりなく、高齢者が個々の必要に応じてサービスを選択し、契約し、利用することができるという制度への転換は、家族依存から脱却し「介護の社会化」に道を拓くものとして期待を集めた。

だが現在のところ、高齢者が主体的にサービスを利用し自立した生活を送る、という導入時のビジョンからは遠ざかる結果となっている。当初は介護保険の制度内に位置づけられていた「要介護1」は2005年には「要支援」となり地域密着型サービスへと移行、2014年改定からは各自治体の総合事業へ移され介護保険制度の枠外となった。2020年の改定では要介護1と2を総合事業へ移行するという議論すら出ており、制度利用の対象者はどんどん狭められている。

提供されるサービスも変容している。需要の多い在宅サービス（生活援助）は時間単位から45分、20分と分単位で刻まれるようになり、細切れ介護にならざるを得なくなった。これは利用者の不利益はもちろん、介護労働者に多大な負担と精神的苦痛を強いる。ホームヘルパー国家賠償訴訟を闘っている伊藤みどり氏はサービスの短時間化について「高齢者の命の

すぎうら ひろみ

早稲田大学第一文学部卒業後、出版社勤務を経て、立教大学大学院社会学研究科博士課程に進学、修了。博士（社会学）。専門は労働とジェンダー、マタニティ・ハラスメント。著書に『働く女性とマタニティ・ハラスメント』（大月書店、2009年、第30回山川菊栄賞受賞）、共著に『なぜ、女性は仕事を辞めるのか』（青弓社、2015年）、『新版 排除と差別の社会学』（有斐閣、2016）、『はじまりの社会学』（ミネルヴァ書房、2018年）等がある。

尊厳が奪われていると同時に、ホームヘルパーの専門職としての仕事の尊厳も奪われている」と訴える（伊藤〈2023〉61 p）。

サービスの利用抑制、介護報酬の減額、利用者の自己負担増と後退していく介護保険制度に対し上野千鶴子氏は「介護の社会化とは別名、「脱家族化」のことだが、介護保険の後退で介護の「再家族化」が起きかねない状況に、わたしたちは直面している。」（上野〈2020〉5 p）と警鐘を鳴らす。だが「再家族化」という以前に介護保険制度は開始から現在に至るまで「家族ありき」が埋め込まれてきたのである、家族の責任や負担はその様相を変えながらもますます重くなっているのではないだろうか。というのも筆者自身、制度導入時から現在に至るまで介護保険制度を利用しながら4人の親（義父母と実父母）の介護にかかわってきた。この23年の制度の変遷を「家族当事者」として経験してきたゆえの実感である。個人的な経験になるが、少し振り返ってみたい。

*

関東近郊で二人暮らしをしていた義父母の介護が必要となり始めた頃、ちょうど介護保険制度がスタートした。当時のケアマネージャーの潑刺とした仕事ぶりには大いに励まされたし、情報提供にも助けられた。在宅での家事援助サービスと週2回のデイサービスを利用したが、手続きはどれもスムースに進められた。むしろこの頃は、サービスの利用に抵抗がある義父母の心理的ケアの方が大変だった。特に義母はデイサービスの利用を嫌がった。一方でこうしたサービスに助けられながらも「家族にしかできないこと」は残り

続ける。息子である連れ合いは、一時は毎週のように実家に通っていた。

実父母の介護認定を受けたのは2014年頃である。長くガンを患っていた父がいよいよ余命宣告を受け、父の方から介護保険の認定を受けたいと相談があった。二人暮らしの母を心配したことだった。まだ普段どおりの生活を送っていた父は足腰もしっかりしており、外見上は特に問題なかったが要介護3と認定された。面談に来た職員に「むしろお母さんの方が大変そう」と言われた母は膝が悪く、歩行が心もとなかったが要支援2であった。父は母の負担を減らすような家事援助サービスを望んでいたが、この頃にはもう「身体介護」に重きがおかれていたせいなのか、家事援助サービスにはつながれなかった。かわりに提案されたのは父のデイサービス利用と訪問看護だった。父母のニーズとは違っていたし、父の状況にも特に必要なものだった。日々の家事援助は家族の週末介護だけでは限界があった。父の思いをかなえるような制度利用ができなかったのか、そのためにもっとうまく「交渉」すべきではなかったのかと、今でもこの時のことを見直す後悔している。

父が亡くなって一人暮らしとなった母の生活を支えるため、介護保険はますます重要で切実なものとなつた。だが介護保険ではできないと言われるサービスもあり、自治体のサービスを利用するよう勧められた。地域の主婦たちが担う地域密着型サービスの仕組みを知ったと同時に、突然、利用料が大幅にアップするなど驚くこともあった。介護保険制度の家事援助サービスは1時間だったものが、ある時から45分に切り下げる。サービス利用と家族の週末介護で何とか支え

てきた母の生活は昨年、骨折と手術というアクシデントによって新たなステージに入った。この間、制度利用の手続きはますます煩雑になり、書かなければならぬ書類も多く、必要な支援やサービスにつながるためには知識や情報はもちろん、的確な判断力が要求される。担当者との交渉、ヘルパーやサービス提供者たちとの情報共有などを円滑に進めるためにはコミュニケーション能力も必要となる。家族として果たさなければならない役割が増えていくなかで、家族がいらない高齢者はいったいどうしているのだろうと、何度も思った。

*

こうしたささやかな個人的経験をふまえ、今一度、考えてみたい。

宮本太郎氏は「介護保険導入にあたっては、たしかに介護の社会化が謳われたが、現実には、家族介護を前提にしてその負担を軽減することが目指されたのである。」(宮本(2021) 165p)と指摘する。では軽減された「家族の負担」とはいったい何だろう。本特集の執筆者藤崎宏子氏は「家族の負担」を「介護にともなう①労働、②費用、③管理・責任の3要素」と整理している(藤崎論文参照)。この整理にならえば、少なくとも③の要素は一向に軽減していない、むしろ負担は増していくのではないか、と思う。そもそも高齢者が当事者としてサービスを選択するというモデルの背景には家族がいる。高齢者が必要なサービスの選択や適切な判断ができない場合、代行するのは家族である。家族はその選択に責任を負うが、迷いや葛藤、時に後悔が生じることも少なくない。天田論文にはそうした家族の側

の葛藤が克明に描き出されている。筆者は取り上げられている女性のケースを自分のことのように読んだ(天田論文参照)。こうした家族を支える側の介護労働者もまた現場で苦しんでいる。山根論文は、ホームヘルパーと家族が「協働」「支援」の関係を築くことを阻む制度の矛盾を鋭く指摘するのである(山根論文参照)。

さらに、現在では介護を必要とする高齢者とそれを支える家族という「単純な構図」を描けないケースがたくさん生じている。例えば、高齢夫婦では介護を必要とする「当事者」と支える側の「家族」という立場が、夫と妻で入れ替わったりねじれたりする。そこに認知機能の問題が入ってくるとさらに複雑になる。新田論文はこうした高齢夫婦のリアルなケースを丹念に描きだしている(新田論文参照)。

また現在、未婚で家族介護を担うシングルアラーメンの負担が着目されている。娘・息子としてこの複雑な制度に対応し、格闘してきた彼女ら／彼らは、やがてその役割を誰に託すことになるのか。シングル世帯がますます増えていくなかで、現状の仕組みのままで制度利用は保障されるのか。介護保険制度へのアプローチはさまざまあるが、家族との側面からだけ考えても疑問は尽きない。■

《引用文献》

- 伊藤みどり(インタビュー)(2023)「介護保険制度下のケア労働の実態」『大原社会問題研究所雑誌』No771
- 上野千鶴子(2020)「はじめに」上野千鶴子・樋口恵子編『介護保険が危ない!』岩波ブックレット
- 宮本太郎(2021)『貧困・介護・育児の政治』朝日新聞出版